

認知症疾患医療センター 院内研修

平成28年6月7日、8日に「精神保健及び精神障害者に関する法律について」相談課都築MSWが院内研修を行いました。看護師やリハビリスタッフなど院内スタッフ176名が参加しました。この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うことを定義した法律です。

今回の研修では、主に精神科の入院形態について説明させていただきました。

精神科の入院においては、本人または家族の同意のもとに入院となりますが、まず、精神科の医師は、患者さんの精神症状に応じた入院形態を選択する必要があります。入院形態として、本人の同意の元入院になるのが「任意入院」、そして自分の身体を傷付けたり、他者の対して暴力行為などがあり精神保健指定医が入院必要と判断したが、本人の同意が得られないなど、家族の同意の元強制的な入院となるのが「医療保護入院」です。

医療保護入院は、患者一人ひとりに退院後生活環境相談員が必ずつくこと、推定される入院期間を超える入院継続が必要な場合『退院支援委員会』を開催することが義務付けられています。当院においては、医師・看護師・医療相談課の院内スタッフとご家族にも参加して頂き、社会復帰や社会活動への参加・自立支援などを目標に開催させて頂いています。